

伊丹市告示第79号

指定地域密着型サービス事業の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年5月7日

伊丹市長 中田 慎也

1 地域密着型サービス事業者

(1) 事業者の名称	医療法人社団豊明会
(2) 事業所の名称	リハビリ特化型デイサービスエミアス
(3) 事業所の所在地	兵庫県伊丹市西台1丁目6番1号
(4) 廃止年月日	令和8年5月31日
(5) サービスの種類	地域密着型通所介護